

介護保険サービスを利用している方へ

高額介護サービス費の自己負担限度額が変わります

介護サービスの利用者負担には、月々の負担の上限額があり、上限額を超えた場合は、「高額介護サービス費」が支給されます。8月から次のとおり変わりますので、お知らせします。

■所得別自己負担限度額（月額）

所得区分	見直し前(7月まで)	見直し後(8月から)
現役並み所得者に相当※1する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	変更なし
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)※2
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	変更なし
・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	変更なし
生活保護を受給している方など	15,000円(個人)	変更なし

* 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※1 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収520万円以上（単身世帯の場合は383万円以上）

※2 1割負担の方のみの世帯の場合は、年間上限額は44万6,400円（1か月あたり37,200円）となります。
【平成29年8月～平成32年7月】

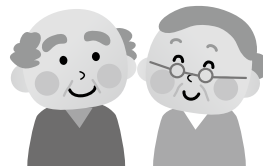
問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎52-9871

8月1日(火)より利用開始 居宅介護支援券の申請受付が始まります

「居宅介護支援券」は、在宅での日常生活および介護予防、要介護状態などの軽減・悪化の防止を支援するためのものです。

利用できるサービス

- ・ 介護用品（紙パンツ、尿とりパット）
- ・ 口腔ケア介護用品（商品名に口腔ケアおよび介護用と明記されているものにかぎる）
- ・ 褥瘡処置のための用品（ガーゼ・フィルム材・固定用テープ）
- ・ 市内介護予防拠点施設（宅老所・IT工房くりっく・あかおにどん）の利用料
※ただし、昼食代および材料費は除く。
- ・ 理容美容サービス
- ・ 社会福祉協議会の移送サービス、家事援助サービス
- ・ シルバー人材センターの家事援助事業
- ・ いきいき号乗車チケットの購入
- ・ 寝具洗濯乾燥サービス



対象者

- ・ 介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業対象者
※ただし、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床）や養護老人ホームまたは病院に3か月以上入所・入院している方は対象になりません。
※対象となる方には7月中旬に申請書を送付します。



申請に必要なもの

- ・ 申請書、自己負担分費用（「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合となります。）

利用期間 8月1日(火)～平成30年3月31日(土)

申込・問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎52-9871